

**日程第3 議案第15号 橋本市消防長及び  
消防署長の資格を定める条例  
について**

○議長（石橋英和君）日程第3 議案第15号  
橋本市消防長及び消防署長の資格を定める条  
例について を議題といたします。

この際、当局から発言の申し出があります  
ので、これを許します。

消防長。

○消防長（大谷 明君）おはようございます。

ただ今から審議いただきます、橋本市消防  
長及び消防署長の資格を定める条例につつま  
して、お手元の正誤表により訂正の願いと  
おわびを申し上げます。

条例第1条中、「消防組織法」の次に、（昭  
和22年法律第226号。以下「法」という。）を  
追加していただき、第2条中の「消防組織法」  
を「法」に訂正をお願いします。

今後このようなことのないように十分チェ  
ックしてまいりますので、よろしく願いま  
す。

○議長（石橋英和君）ご了承願います。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）質疑がないようです  
ので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第15号に  
ついては、委員会の付託を省略いたしたいと  
思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決  
しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）討論がないようです  
ので、討論を終結いたします。

これより、議案第15号 橋本市消防長及び  
消防署長の資格を定める条例について を採  
決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議あ  
りませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されまし  
た。

**日程第4 議案第16号 橋本市社会教育委  
員の設置等に関する条例の一部  
を改正する条例について**

○議長（石橋英和君）日程第4 議案第16号  
橋本市社会教育委員の設置等に関する条例の  
一部を改正する条例について を議題といた  
します。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）質疑がないようです  
ので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第16号に  
ついては、委員会の付託を省略いたしたいと  
思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(石橋英和君)ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(石橋英和君)討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第16号 橋本市社会教育委員の設置等に関する条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(石橋英和君)ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

**日程第5 議案第17号 橋本市農業ふれあい公園設置及び管理条例を廃止する条例について**

○議長(石橋英和君)日程第5 議案第17号 橋本市農業ふれあい公園設置及び管理条例を廃止する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

22番 中本君。

○22番(中本正人君)ちょっとお伺いします。

一応これ、用途指定の期間が満了ということで、これはこれで問題ないんですけども、ここでちょっと確認したいんですけども、このふれあい公園の総面積というのはどのくらいあるのか。そして、土地の評価額というんですかね、これはどれぐらいになるのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長(石橋英和君)経済部長。

○経済部長(大倉一郎君)このふれあい公園

の面積というおただしでございますけども、ふれあい公園の敷地は今5筆ありまして、面積が1万350.68㎡ということになります。あと、評価額につきましては、この5筆の評価額につきましては、約1億739万4,000円ということになっております。

以上です。

○議長(石橋英和君)22番 中本君。

○22番(中本正人君)ありがとうございます。

これは一応、今この10年間ですか、紀北川上農協に管理委託ということで、年間300万円ですかね、ということになっておると思うんですけども、ちょっとこれ、期限が切れましてという中で、今後この300万円はこのままで、現状で再契約するのか、それとも少し上げてもらうのかで、その辺はどのように考えているのか。

というのは、これ、今やちょっと広場も10億円からの年間売り上げがあるとは思いますが、そして、そのうちの15%というのが入ると思うんですけどね。そしたら、今ざっと考えても1億5,000万円からの収入になると思うんですけども、そういう中で、市としてもやはり厳しい財政続く中で、この300万円というのは少し安いんじゃないのかなと、私なりにこれ、考えておるんですけども、これについて、今後どのように当局として考えているのか、ちょっとお伺いしたいと思いますので、よろしくお伺いします。

○議長(石橋英和君)経済部長。

○経済部長(大倉一郎君)300万円の、今現在、農業振興協力金として年額300万円、協定を結んで、JA紀北川上農協のほうから納入をいただいているところでございますけども、今後、普通財産として貸し付けを行っていくということになりますので、行政財産の使用条例に基づく、土地の評価額に対しての4%という使用条例に基づきながら積算をして、紀

北川上農協とも協議をしながら進めていきたいと考えております。

300万円につきましては、あくまで協定書で交わした300万円ですので、300万円以上になるかということにつきましては、今後、今後というんですか、きっちりとした積算に基づきながら貸し出しを行っていききたいなど、こう考えております。

○議長（石橋英和君）ほかにありませんか。

18番 井上君。

○18番（井上勝彦君）関連でお聞きしておきますけども、この普通財産になる場合は、今までの契約とまた、要するに経済部から、普通財産になるので、その4%というのは平米数ですか。平米数で、坪数に対しての4%ということで、条例で定められておるといふやけど、要するに今後は、だいたいの試算としてはどれぐらいになるんですか。年間。

○議長（石橋英和君）経済部長。

○経済部長（大倉一郎君）土地の評価額に対して4%という形になりますので、今、試算でどれぐらいになるのかなというふうなおただしでございますけども、土地の評価額に対しての4%となりますと、先ほどご説明をさせていただきましたけども、全体で面積が約1万㎡ほどございますので、1万㎡に対しての評価額が1億739万4,000円という形になりますので、その4%になりますと約430万円ほどになります。

それから、今回、行政財産という形から普通財産という形になりますので、本来市が管理をしていかななくてはならないところ、21年度に建設をしました民俗資料館、トイレの建物もございます。あと、土地につきましては、今、やっちゃん広場と民俗資料館の間に大きな土地の法面もございます。その辺の草刈りとか、一番東側には子どもが遊ぶ公園もございまして、その辺の管理も含めて、紀北川上

農協のほうに管理をしていただくということになりますので、その辺も加味しながら貸し出し費用には反映をしていききたいと考えておりますので、300万円というような形の契約にはなっていないということになると思います。

以上です。

○議長（石橋英和君）18番 井上君。

○18番（井上勝彦君）だいたい説明でわかったんですけども、1億900万円、約900万何がしのなんで、一応430万円ぐらいになるだろうと。4%、試算すれば。ところが、管理をしていただくのにいくらかかるかわからんということになって、要するに、ひよっとすれば300万円以下になるやら、管理が仮に130万円ぐらいでいけるといふことになれば、300万円でおさまると。そこまではまだきちっと出されてないということ。

ただ、それと、それから普通財産になるんやけども、その普通財産として貸し出しするための契約というんですか、それは条例に基づいてきちんと契約するわけだと思ふんですが、それは何年契約でということ区切ってやるおつもりですか。それ、ちょっとお聞かせ願えますか。

○議長（石橋英和君）経済部長。

○経済部長（大倉一郎君）契約でございますけども、紀北川上農協との指定管理の契約が本年3月31日までの契約となりますので、今後、貸し出しを行うという形になりますと、4月1日以降、4月1日の契約という形で、普通財産としての貸し出しという形になっていきます。

あと、年数につきましては、行政財産使用条例に基づく契約という形に、普通財産に基づく契約になりますので、長期になる契約にはなると思いますけども、年数は何年間の契約になるかということについては、後ほどま

た説明させていただきたいと思います。

○議長（石橋英和君）理事。

○理事（吉田長司君）何で今回、指定管理から貸し出しに移るかということでございますけども、県から譲り受けたときに、1年間については使用料という形で、そのときの、当時の使用料が300万円ということで、1年間貸してきました。その中で、県から目的使用をはっきりするというので、市の条例の中で公園という位置付けはしたんですけども、10年間だけはそういう形でやってくれということがありましたので、今回その期限が切れる、10年がたちましたので、もとの形に戻すと。もとの形という言い方は悪いですけども、本来の形に戻したような形で、機能は同じような形でやっていくということでございます。

それで、今の指定管理の中でも、部長言いましたようにトイレの部分とか、トイレの電気代も含めましてですけども、東のちびっこ広場的な部分とか、それから法面の草刈りとかいうのは、その中で、指定管理の中でやっていただいておりますので、指定管理料の積算については、その300万円と、その評価額のことがあるんですけども、それを加味した中で決定していきたいというふうに考えてございます。300万円は下がることはないような考え方でいきたいというふうに考えてございます。

それと、指定管理のときも長期指定管理を行っていましたが、今回もできるだけ、長期ですけども何十年というような形は考えておりません。そういうことで、チェックする期間は設けるような形で、長期の契約を継続していきたいなという、結んでいきたいなというような考え方でございます。

以上でございます。

○議長（石橋英和君）ほかにありませんか。

6番 辻本君。

○6番（辻本 勉君）今、説明いただいたんですけども、本年の3月末で期限が切れるということですね、指定管理の。ということは、今後、これ、普通財産にしてやっていくということであれば、この4月からはどんな形になるんかというんかな、あそこの部分がね。どんな形になるんかというのは、やっぱりきちっと出していただかんとだめやと思うんですね。そうでしょう。3月議会今やってるんですけども、これ、いつそういうのを出していただけるんですか。これからの、4月以降の、あそこのところはどのような形になるんかということ、ちゃんとやっぱり議会に出してもらわんと、今までみたいな形でするずるいくわけじゃないでしょう。普通財産になってしまったら。それ、出てこないんですか、議会のほうに。

○議長（石橋英和君）経済部長。

○経済部長（大倉一郎君）今、議員のおただしでございますけども、今後のスケジュール等含めまして、この経済建設委員会のほうで詳しい説明をさせていただきたいと考えます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（石橋英和君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第17号については、委員会の付託を省略いたしたいと思ひます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第17号 橋本市農業ふれあい公園設置及び管理条例を廃止する条例について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第6 議案第18号 橋本市勤労青少年ホーム設置及び管理条例を廃止する条例について

○議長（石橋英和君）日程第6 議案第18号 橋本市勤労青少年ホーム設置及び管理条例を廃止する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第18号については、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第18号 橋本市勤労青少年ホーム設置及び管理条例を廃止する条例について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第7 議案第19号 橋本市税条例の一部を改正する条例について

○議長（石橋英和君）日程第7 議案第19号 橋本市税条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

2番 阪本君。

○2番（阪本久代君）税条例って本当に読んでいてもよくわからなくて、この改正のポイントとといいますか、詳しく説明をお願いいたします。

○議長（石橋英和君）総務部長。

○総務部長（北山茂樹君）今回の改正は、地方税法の一部を改正する法律が平成25年の3月30日に公布されたことに伴いまして、地方税法施行令の一部を改正する政令、それから、地方税法施行規則の一部を改正する省令が6月12日に公布されたことによりまして、本市の市税条例の一部も改正するものでございます。

改正の主な概要を説明させていただきますと、今回の改正は、大きく三つの項目について改正されるものでございます。一つ目は、公的年金からの特別徴収制度の見直しでございます。二つ目は、金融所得の課税の見直し、三つ目は、条項の削除や、それに伴う繰り上げなどによるものでございます。

まず、公的年金の特別徴収制度の見直しといたしまして、第47条の2及び第47条の5については、年金所得者に対する納税の便宜を図るとともに、税務業務の効率化を図るために、個人住民税における公的年金の特別徴収制度を見直すものでございまして、施行は平成28年10月1日から施行ということになってございます。

それから、附則第7条の4以降の改正につきましては、金融所得の課税の見直しに関するもので、金融所得に関する損益通算範囲の拡大など、所要の規定を整備するものでございます。

主な、大きな概要というのは以上でございます。

○議長（石橋英和君）2番 阪本君。

○2番（阪本久代君）今の、最初の公的年金等に係る特別徴収の、どう変わったのかということとか、もう少し詳しくお願いします。

それと、すいません、この中で一番最後、43ページの、保険料に係る個人の市民税の課税の特例というのが、全部なしになっていると思うんですけども、これは、なしになることによってどういうふうになるのかということと、2点お願いいたします。

○議長（石橋英和君）総務部長。

○総務部長（北山茂樹君）2点目は、ちょっと確認できなかったんですけども、1点目、先にまず答えさせていただきます。

公的年金の特別徴収制度の見直しということで、具体的に説明をさせていただきますと、第47条の2につきましては、公的年金の特別徴収者が他の市町村へ転出した場合に、現行制度では、特別徴収を中止して普通徴収に切り替えられてございました。今回の改正で、年度途中で他の市町村へ転出した場合でも、継続して特別徴収ができるよう所要の改正を行うものでございます。

このことによりまして、従来の規定では、年金所得者が1月2日以降に他の自治体に転出した場合、従来の特別徴収から普通徴収に切り替えられることによって、その該当者が自ら金融機関に納付しなければならなかったということがございます。今回の改正によりまして、特別徴収が継続されますので、その手間が省かれるということになります。

また、市の業務におきましても、普通徴収の納付書を送付しなくてもよくなるということになりまして、納税者、それから課税側にとっても効率化が図られるということになります。

もう一点、第47条の5でございますけども、これ、ちょっと説明しますと非常に長くなるんですけども、第47条の5は、1年間の特別徴収税額を平準化するために、仮徴収税額を前年度の年税額の2分の1とするものでございます。

例えば、ちょっと例を申し上げますと、例を申し上げなければなかなか理解してもらえないかと思いますので、例えば、例を申し上げますと、公的年金の特別徴収額が6万円の方があったとする場合に、通常ですと年6回の徴収月、これは4月、6月、8月、10月、12月、2月になります。前半の4月、6月、8月については仮徴収税額、それから、10月、12月、2月については本徴収税額ということになりますので、6万円の場合には毎月1万円ずつの税額となるわけでございますけども、ある年に、例えば医療費控除等で受けられて、年税額が6万円から例えば3万6,000円に減額となるというときに、これ、前年度の本徴収税額が翌年度の仮徴収税額になりますので、翌年度は4月、6月で毎月1万円ずつ、10月、12月、2月は残り6,000円を3回で割りますので、2,000円ずつということになります。それからまた、その後の年度で、3万6,000円からま

た6万円に戻った場合、その場合は、今度、4月、6月、8月が前年度の10月、12月、2月の分で仮徴収額ということになりますので、2,000円ずつ、4月、6月、8月が2,000円、残る3回の分については、5万4,000円を3回で割るということになりますので、その年というのは、2,000円、2,000円、2,000円、1万8,000円、1万8,000円、1万8,000円というような税額の徴収になります。

これがずっと、今までの制度で言いますと、その繰り返しはずっと永年まで続くと。年税額が6万円の場合は、前年度の本徴収額が翌年度で仮徴収額になりますので、もうずっとその2,000円、それから1万8,000円、次のときは1万8,000円、2,000円というように大きな差が出るわけです。今までの制度では、それをできるだけ平準化するというのが今回の制度でございまして、平準化されますと、前年度の徴収税額の2分の1ということになりますので、そのことによって、同じように6万円の人がいてましたら、4月、6月、8月が今まで1万円ずつ、それから、10月、12月、2月については2,000円となるんですけど、その翌年度につきましては、前年度の徴収税額3万6,000円の2分の1ということになりますので、4月、6月、8月は6,000円ずつ、それから10月、12月、2月は1万4,000円ずつということで、その差額が小さくなるということ。それから、さらに翌々年度につきましては、6万円の2分の1ですので、4月、6月、8月については1万円ずつということで、もとの一番最初の徴収に、毎月1万円ずつに戻ることになりますので、その辺が、徴収額を平準化するというのが大きな目的でございまして。

それから、2点目なんですけど、もう一度、申しわけないですけど確認をさせていただきたいと思います。

○議長（石橋英和君）2番 阪本君。

○2番（阪本久代君）43ページの、改正前と改正後とあるんですけど、この改正前は、保険料に係る個人の市民税の課税の特例というのがあるんですが、全部線を引っ張ってあって、これは新しい、新のほうにはない、改正後にはないと思うんです。これがなくなることによってどう変わるのかということです。

○議長（石橋英和君）総務部長。

○総務部長（北山茂樹君）第20条の5でございまして、これ、附則第19条の3から附則第19条の6まで、それから、及び20条、それから20条の3、それから20条の5ということになるんですけど、同じ考えなんですけど、その金融所得につきましては、課税標準の計算の細目を単に示しているということでございまして、この細目については、地方税法で定められております。そういうことでございまして、新たに附則の、今回、規定を削除するということになります。もともと、地方税法にその条文がうたわれておりますので、重複していたということとございまして、内容としてはそのまま地方税法でうたわれているということになると思います。

○議長（石橋英和君）よろしいですか。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第19号については、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。  
討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）討論がないようすので、討論を終結いたします。

これより、議案第19号 橋本市税条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

**日程第8 議案第20号 橋本市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について**

○議長（石橋英和君）日程第8 議案第20号 橋本市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。  
質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）質疑がないようすので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第20号については、委員会の付託を省略いたしたいと思ひます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。  
討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）討論がないようすので、討論を終結いたします。

これより、議案第20号 橋本市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

**日程第9 議案第21号 橋本市住居表示整備審議会条例の一部を改正する条例について**

○議長（石橋英和君）日程第9 議案第21号 橋本市住居表示整備審議会条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。  
質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）質疑がないようすので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第21号については、委員会の付託を省略いたしたいと思ひます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）討論がないようすので、討論を終結いたします。

これより、議案第21号 橋本市住居表示整

備審議会条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(石橋英和君)ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

**日程第10 議案第22号 橋本市消防団員等  
公務災害補償条例の一部を改  
正する条例について**

○議長(石橋英和君)日程第10 議案第22号 橋本市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(石橋英和君)質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第22号については、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(石橋英和君)ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(石橋英和君)討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第22号 橋本市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議あ

りませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(石橋英和君)ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

**日程第11 議案第23号 橋本市立教育集会所  
設置及び管理条例の一部を  
改正する条例について**

○議長(石橋英和君)日程第11 議案第23号 橋本市立教育集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

18番 井上君。

○18番(井上勝彦君)この教育集会所の、太線部分を削除というんですか、この伏原の教育集会所については、今後どのような取り扱いをしていくかということで、お尋ねをしておきたいと思っております。

○議長(石橋英和君)教育次長。

○教育次長(坂本安弘君)お答えをいたします。

伏原教育集会所につきましては、本来の目的を達成したということで、その後、つくしんぼ園等に利用をいただいております。しかしながら、平成25年3月をもって、つくしんぼ園が移転され、その後どういう形態で利用をしていくかということ、教育委員会のほうでもいろいろと検討してまいりました。

実は、建物的に老朽度といいますか、経過年数もかなり経過しておりまして、耐震の問題もありまして、人が今後利用する、人が出入りをして利用する施設としては適さないということの判断から、当面の間、行政財産から普通財産にして、今現行、橋本小学校跡地で文化財の発掘調査等を行っております。そ

れから、あさもよし歴史館もかなり満杯な状況にありますので、当面、そういった遺跡、出土品の仮置き場ということで利用をさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（石橋英和君）18番 井上君。

○18番（井上勝彦君）お尋ねしておきたいんですけども、教育集会所につきましては、遺跡の置き場ということで利用していくということなんですが、これは、もともと4階建ての伏原の団地がありましたね。そこで、その集会所として使用していたわけですね。それを、無理をお願いということないけども、お願いをして、つくしんぼ園に貸し出しを認めていただきたいということで、要するに、当時、地元のほうでお願いをして借りていただいていたということで、目的としては目的外使用ということも頭に入れながら、しかし、教育の一環としてということで一応使っていたと。

それはそれでいいんです。いいんだけども、あそこには公園もございますね。集会所と公園も設置されておると思いますが、そうならば、公園と集会所の管理料を支払っていたと思うんです。地元の団地の方にね。今でも公園の管理使用料というのは払っていると思うんですが、その点について、区分をきちっとして、やっぱり解決しておくべきものはしておかないかんというように私は思うんですが、それと、集会所として、つくしんぼ園が出たとしたら、それについて、やはり団地の方との話し合いがうまく進んでおるのかどうかということと、それから公園の管理料を今後、集会所と兼ねてのことであったと思うんですが、それを公園については、もう要するに団地の人に見てもらうんか、あるいはほかの方に見てもらうんかわかりませんが、区分をきちっとしておかないと、要するに、そこで条例改正をして、遺跡を入れる、

そういう施設にするということは、これは悪いとは言いませんのやけども、後で問題の起きないように、ちゃんとした話し合いを行っておくべきやと思うんですが、その点についてお伺いしておきたいと思います。

○議長（石橋英和君）教育次長。

○教育次長（坂本安弘君）まず、住宅のほうの集会所として以前使っておられたところの点に関しましてでございますけれども、今回、伏原教育集会所について条例を廃止するにつきまして、住宅の方々からの了解もいただいた上でございます。

それから、維持管理に関してでございますけれども、現在25年度の予算で、建物の維持管理に必要な需用費、役務費等をお支払いを、お支払いといたしますか、市のほうで払っております。委託のほうで地元区なりのほうにお金を払っておるということはございません。今後の公園等の管理につきましては、当面、そういう遺跡等の仮置き場として使用させていただく中で、文化スポーツ室のほうで管理をしていく必要があるというふうに考えております。

○議長（石橋英和君）ほかにありませんか。

6番 辻本君。

○6番（辻本 勉君）教育集会所事業というのは、やはりこれはほかの地域でもあったと思うんですけども、役割を果たしたということで、原田にもあったと思うんですけども、こういう教育集会所事業はなくなってきます。これでいきますと、名古屋だけが集会所として残っておるんですけども、今後、教育委員会として、この教育集会所事業というものについて、どのように考えておられるのか。これ、名古屋だけでしょう、残っているのが。この名古屋の教育集会所をどうしていくんかと。もともとあったところはすべてなくなっただけでまいりました。

これは同和対策事業であったと思うんですけども、そんな中で、隣保館事業とかいろいろあったわけでありまして、教育集会所もその一環だと私は思うんですけども、そんな中で、なくなってきている中で、名古屋だけが、まだ現在、教育集会所という形の中で設置をされておるんですけども、これを将来、橋本市はどういう形で淘汰していくといたしますか、将来的には僕はなくしていくべきだと思うんですけども、その辺について、教育委員会の見解を伺いたいと思います。

○議長（石橋英和君）教育次長。

○教育次長（坂本安弘君）教育委員会として、名古屋集会所につきましても、教育集会所としての役割は終わったというふうに判断しております。今、使用されておる団体がまだかなりいらっしゃるしまして、公民館の分館的な存在になっておる実情がございます。利用者の移転先も含めて、文化センター、それから児童館、それから公民館、いろんな施設があるわけで、基本的には教育集会所としては廃止していきたいんですけども、その後のことについては、文化センターを所管する市も含めて、いろいろと利用団体のこともございますので、もうしばらく調整をさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（石橋英和君）6番 辻本君。

○6番（辻本 勉君）役割を果たし終えたのであれば、私はこういう名称をいつまでも使う必要はないのかなど。名古屋教育集会所についても、やはり、今、次長が言われたとおりの方向に、できるだけ早く私は持っていくべきだと。現状、名古屋についても、児童館が管理をほとんどやっているような状態だと思うんです。その辺も含めて、この際、きちっとやはり整理をしていくべきかと思っておりますので、ぜひとも早急をお願いしたいなと思っております。

○議長（石橋英和君）答弁は。

○6番（辻本 勉君）いいです。

○議長（石橋英和君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第23号については、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第23号 橋本市立教育集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第12 議案第24号 橋本市下水道排水設備指定工事店条例の一部を改正する条例について

○議長（石橋英和君）日程第12 議案第24号 橋本市下水道排水設備指定工事店条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

1番 松浦君。

○1番（松浦健次君）改正前の第10条第1項第3号の「いずれにも該当しない者であることを証する」を、新しいところでは「誓約する」となっているんですけども、「証する」と「誓約する」ということの改定した意味とかな、どういう効果があるとお考えですか。

○議長（石橋英和君）上下水道部長。

○上下水道部長（野上義己君）今回の指定の申請手続きの書類といたしまして、工事業者及び今の第10条における責任技術者が、「成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない場合」に該当しないことを本条例で規定してございます。

証する書類としましては、登記されていないことの証明書及び身分証明書を提出していただいています。この登記されていないことの証明書は、和歌山地方法務局で窓口申請をするか、もしくは東京法務局へ郵送申請する必要があります。また、身分証明書は本籍地のある市町村で取得できますが、いずれにしても取得する上での煩雑さがあり、簡素化できないものかとの要望があり、近隣自治体を調査したところ、和歌山市、岩出市、河内長野市、五條市においては、誓約書の添付を定め、簡素化が既に図られているところでございます。また、かつらぎ町、九度山町におきましても、条例では証する書類を添付していますが、運用として誓約書の提出をもって申請が現状行なわれております。

よって、本市は今回、下水道排水設備の指定工事店の指定及び責任技術者の登録に係る本市への申請書類の一部を見直し、申請手続きの簡素化を図りたいと、このように改正するものでございます。

以上です。

○議長（石橋英和君）1番 松浦君。

○1番（松浦健次君）そうすれば、証明書がなくて、仮に虚偽の内容についての誓約書が出てきた場合に、それを見逃すというかな、真実を発見できないという危惧があると思うんですけども、その点については、どういう対応を考えておられますか。

○議長（石橋英和君）上下水道部長。

○上下水道部長（野上義己君）そういった形での虚偽の申請が行われた場合、本市の下水道条例にうたってございまして、その罰則規定がございまして、第28条にそれを設けてございまして、いわゆるその条例の中に、第6条、排水設備等の工事の実施というような条項がございまして、それに規定する形のいわゆる虚偽の申請ですね、こういったところに違反しての排水設備等の新設の工事を実施した者は、罰則規定でもって罰せられると、こういうふうになってございます。

以上でございます。

○議長（石橋英和君）ほかにありませんか。

2番 阪本君。

○2番（阪本久代君）そうしましたら、この施行規則もあるんですけども、それも同時に、今おっしゃられた方向で改正されるということでしょうか。

○議長（石橋英和君）上下水道部長。

○上下水道部長（野上義己君）はい。同じように改正いたします。

○議長（石橋英和君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第24号については、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(石橋英和君)ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

1番 松浦君。

〔1番(松浦健次君)登壇〕

○1番(松浦健次君)私は、反対の立場から討論します。

先ほど質疑でも質問させていただきましたが、証明をできる信用性のあるものを添付させることが、橋本市の水道事業について手抜きがないというかな、きちんとした一定の業者である、それによって工事をしていただくということを担保するためには、誓約することだけでは不十分だと考えます。誓約するというものを出したときに、それが本当かどうかということを経験的に証明、あるいは審査するような制度があれば別ですけども、そういう証明書が、資格があるんだということで誓約して、それを何ら検討することなく通してしまえば、資格のない業者に工事をさせるという危険性大と考えますので、この点について問題ありと思いますので、反対討論といたします。

○議長(石橋英和君)ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(石橋英和君)ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第24号 橋本市下水道排水設備指定工事店条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(石橋英和君)起立多数であります。

よって、議案第24号は原案のとおり可決さ

れました。

日程第13 議案第25号 橋本市民会館設置及び管理条例の一部を改正する条例について から、日程第38 議案第50号 橋本市立温水プール設置及び管理条例の一部を改正する条例について までの26件

○議長(石橋英和君)日程第13 議案第25号 橋本市民会館設置及び管理条例の一部を改正する条例について から、日程第38 議案第50号 橋本市立温水プール設置及び管理条例の一部を改正する条例について までの26件を一括議題といたします。

これより26件一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

2番 阪本君。

○2番(阪本久代君)たくさん質問があります。

まず一つ目は、この消費税法第60条第6項によって、自治体が一般会計に係る業務として行う業務については、消費税を控除することができる、となっております。結局、今度内税から外税に変わるわけですけども、利用した方とか、市民の皆さんから集めた消費税は、全額市の、まあ言うたら収入になるといいますか、国に納めることはないということになるんですけども、それがそうかということの確認が、まず第一点です。

それと、今度4月から5%から8%になるんですが、その3%分の増収はどのぐらいと見込まれているのかが第2点です。

3番目は、110ページの改正後に、第13条のところで、「ただし消費税法第6条の規定により消費税を課さないこととされているものについては、別表第2に定める額を使用料として納付しなければならない。」これは、この意味はわかるんですけども、この都市公園条例の中で、何が当てはまるのかというのが質

間です。

次に、131ページから134ページ、これ、訂正はなかったと思うんですけども、あったらすいません。131ページの、例えば、下から二つ目の、美術品収蔵庫、67とか、その上の備品庫の一番右端が1,68であるとか、また、132ページにも何かおかしいなと思うところが3箇所、133ページに1箇所、134ページに1箇所、例えば、創作室の夜間が1,48とあるんですけども、これは間違いではないかと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（石橋英和君）総務部長。

○総務部長（北山茂樹君）まず、基本的な考え方、議案第25号から議案第50号までが同様の改正でございますので、その改正の基本的な考え方だけ、先にまず申し上げたいと思います。

消費税につきましては、これは昭和63年に消費税法が成立いたしましたして、翌年の平成元年の4月から3%ということでスタートいたしました。平成9年4月には、地方消費税の導入ということで消費税率も引き上げられて、結局5%に引き上げられております。その後、消費税増税を柱とする社会保障、それから税の一体改革関連法案が成立いたしましたして、平成26年4月1日より、消費税及び地方消費税の税率が8%になるということでございます。

このことから、市におきましても各使用料等につきまして、消費税及び地方消費税を転嫁する必要がございますので、今回、関連する各条例の改正を行うものでございます。

関連する各条例の現行につきましては、消費税及び地方消費税を含む、いわゆる内税方式で使用料が定められておりますので、その使用料の税抜き価格イコール課税対象価格になるんですけども、その税抜き価格がわかりづらいという状況にあります。そこで、今回、現行の内税方式から税抜き価格を明確にする

ために、外税方式に改めるというのが大きな改正でございます。

先ほど阪本議員のご質問の中で、3%分が当然、市の歳入が増えると。使用料に転嫁しますと使用料が増えるということに、増収となるということになるんですけども、一方で、歳出で同じように、それ以上に消費税を支払っていく必要があるということになりますので、その額というのが収入に比べて非常に大きな支出になるわけでございます。

もう一個、3%増収分については、財政課長のほうからお答えさせていただきます。

○議長（石橋英和君）財政課長。

○財政課長（吉本孝久君）一般会計の消費税の影響額についてでございますけども、歳入につきましては、今回の条例改正及び要綱の改正で、使用料、手数料につきましては、約80万円の増収。それから、地方消費税交付金というのがあるんですけども、これで1億円程度の増収。歳入では、合計1億80万円程度の増収と考えております。

一方、歳出のほうについても当然影響が出ます。物件費、維持補修費等で影響額が約1億2,000万円程度歳出で増えるのではないかなというふうに考えておりまして、歳入で1億80万円程度の増収、歳出で1億2,200万円程度の負担増というふうな試算をさせてもらっております。

以上です。

○議長（石橋英和君）建設部長。

○建設部長（松浦広之君）質問のご確認をまずさせていただきたいんですけども、都市公園条例の中の第13条の、ただし消費税法第6条の規定により云々、納付しなければならぬという、この部分、何にあたるかというご質問だと思います。

別表第2の1、2とありまして、2が略となっておりますんですけども、ここに書いており

ますのは、いわゆる土地の占用に関するものでございます。今回については外税方式になるんですけど、この部分が改正をしておりますので略というふうになっております。今回、このケースで非課税取引になるんですけども、土地の場合、1カ月未満の土地の占用等については、課税取引という扱いになりますし、1カ月以上になりますと、目的にもよるんですけども、非課税取引にもなりますので、そういった文言をこの第13条で、課税取引の場合は消費税いただきますし、非課税取引であれば必要ないという部分を、この部分で表現しております。

以上です。

○議長（石橋英和君）教育次長。

○教育次長（坂本安弘君）議員おただしの131ページ、132ページにございます数字ですが、誠に申しわけございません。明らかに間違っております。

例えば、131ページの美術品収蔵庫、67となっておりますが、677の誤りでございます。それから、132ページのビデオテープレコーダー、62となっておりますが、962の誤りでございます。それから同じくレクチャーテーブル、47となっておりますが、477の誤りでございます。訂正お願いできればというふうに思います。

○議長（石橋英和君）2番 阪本君。

○2番（阪本久代君）答弁もれです。

今の131ページからですけど、まだ、あと4箇所あるんです。

○議長（石橋英和君）暫時休憩いたします。

（午前11時4分 休憩）

（午前11時21分 再開）

○議長（石橋英和君）休憩前に引き続き会議を開きます。

日程に従い、議案審議を行います。

教育長。

○教育長（松田良夫君）多くの誤りがございましたことをおわび申し上げます。この後、次長のほうから修正させていただきますので、よろしくお願いいたします。

誠にすいませんでした。

○議長（石橋英和君）教育次長。

○教育次長（坂本安弘君）恐れ入ります。

それでは、訂正箇所を131ページから順に申し上げます。

まず131ページ、左側の表でございます。下から3行目、備品庫の3列目、1,68、168となっておりますところ、1,648、168が1,648でございます。それから、その下、美術収蔵庫、一列目、67となっておりますところ、677の誤りでございます。

次に、132ページ左側、上から8行目、ピアノ（セミグランド）の列でございます。194、1,94となっておりますところ、1,934の誤りでございます。

次に、同ページのピアノからおりること四つ目、ビデオテープレコーダー（VHS）の列でございます。62となっておりますが、962、62は962の誤りでございます。

次に、同じページ下から2行目、レクチャーテーブルでございます。レクチャーテーブル、47となっておりますが、477の誤りでございます。47が477でございます。

次に、133ページ、左側の表でございます。3段ありますが、真ん中の段、和室（児童室）の夜間のところですが、144、1,44となっておりますが、1,448の誤りでございます。

次に、134ページ、左側の表でございます。上から2行目、創作室の3列目、148、1,48となっておりますが、1,448の誤りです。1,48は1,448の誤りでございます。

以上でございます。大変ご迷惑をおかけいたしました。申しわけございません。

○議長（石橋英和君）ご了承願います。

ほかにありませんか。

15番 田中君。

○15番(田中博晃君) これ、消費税に伴う外税ということなんですけれども、指定管理されているところもたくさんあるかと思えます。その中で、指定管理されているところにつきましては、外税になるということは実入りが減るということになるんですけれども、そのあたりについてはどのようにお考えでしょうか。

○議長(石橋英和君) 財政課長。

○財政課長(吉本孝久君) 指定管理につきましては、もう既に、消費税アップがわかっている時点での債務負担行為につきましては盛り込んでおります。ただ、過去の、消費税アップを見込めないときの債務負担行為の設定につきましては、今回の3月補正におきまして、追加で債務負担の設定を行っております。

○議長(石橋英和君) よろしいですか。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(石橋英和君) ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第25号から議案第50号までの26件については、委員会の付託を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(石橋英和君) ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより26件一括して討論を行います。

討論する方ありませんか。

2番 阪本君。

〔2番(阪本久代君) 登壇〕

○2番(阪本久代君) 議案第25号 橋本市民会館設置及び管理条例の一部を改正する条例

から、議案第50号 橋本市立温水プール設置及び管理条例の一部を改正する条例についてを一括して反対の立場から討論を行います。

今回の一部改正は、消費税、今まで内税であったのを外税にするための料金改正の条例であります。この一つ一つを見てみたら、もともと消費税を含んでいたというのがわかるものもあるし、消費税抜きの金額を見て、すごい半端が出ていて、本当に内税で消費税を取っていたのかなというふうな疑問を感じるような金額のものも、いろいろ含まれておりますが、先ほども言いましたけれども、消費税法第60条第6項で、地方自治体は一般会計にかかわる部分についてですけれども、消費税を納める義務がないんです。利用者とか市民の皆さんから消費税をいただいても、それを国に納める必要はないといいますが、そういうもともと納める必要がないもので、消費税をかける必要はないというふうに思います。それが反対の、まず第一点の理由です。

それと、消費税そのものが逆進性といえますか、所得の低い人についてはかなり負担の重いものですし、また、今度の5%から8%、さらに10%にということが出ていますので、このいろいろな文教施設であるとか、いろいろな、プールであるとか、利用するとき、この利用料が実質値上げになってきます。そのことによって利用が減るとは限りませんが、やはり市民の皆さんが、健康でいろいろな文化的なものにも接するという機会をたくさんもってもらおうということから考えても、あまり負担を増やさないようにしたほうが良いと考えますので、一括して反対といたします。

○議長(石橋英和君) ほかにありませんか。

暫時休憩いたします。

(午前11時30分 休憩)

---

(午前11時31分 再開)

○議長(石橋英和君)再開いたします。

ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第25号 橋本市民会館設置及び管理条例の一部を改正する条例についてから、議案第50号 橋本市立温水プール設置及び管理条例の一部を改正する条例についてまでの26件を一括して採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(石橋英和君)起立多数であります。

よって、議案第25号から議案第50号までの26件については、原案のとおり可決されました。

---

**日程第39 議案第51号 橋本市集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例について**

○議長(石橋英和君)日程第39 議案第51号 橋本市集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(石橋英和君)質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第51号については、委員会の付託を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(石橋英和君)ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(石橋英和君)討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第51号 橋本市集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(石橋英和君)ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

**日程第40 議案第52号 橋本市 I T 地域交流センター設置及び管理条例の一部を改正する条例について**

○議長(石橋英和君)日程第40 議案第52号 橋本市 I T 地域交流センター設置及び管理条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

22番 中本君。

○22番(中本正人君)ちょっとお伺いします。

これまでの I T 地域交流センターで、だいたい年間どのぐらいの交流というんですか、研修等を行っていたのか、ちょっとお伺いします。

○議長(石橋英和君)経済部長。

○経済部長(大倉一郎君) I T 地域交流センターの今までの事業とか交流について、どのようなことを行っておったかというおたしでございませぬども、 I T 地域交流センターは、平成16年の7月に高野口町へ I T 地域交流センターとして利用を行っておったと。建

物自体は平成元年に幸福銀行が建てた建物でございませうけども、平成16年から高野口町に移管されて、IT地域交流センターとして利用されておったということになります。

それで、用途ですけども、どういう目的でIT地域交流センターが、用途でございませうけども、市街地の活性化を図り、地場産業の振興とまち中のにぎわいの創出を目的に、ITを活用した研修や交流ができる体験施設として設置をされておりました。地場製品の展示・販売、ITの体験研修、地域の交流、情報発信等を行っている施設でございませう。

（「答弁もれ」と呼ぶ者あり）

○議長（石橋英和君）指摘してください。

○22番（中本正人君）だいたい年間平均どのぐらいの回数で研修、交流等をやられていたのか、それだけです。

○議長（石橋英和君）経済部長。

○経済部長（大倉一郎君）実際の利用回数は、どれぐらいのにぎわいがあったかというようなおたがでございませうけども、後ほど答弁をさせていただきますと思います。

○議長（石橋英和君）22番 中本君。

○22番（中本正人君）後で結構ですけども、私の聞いている範囲では、あまり活用されていないんじゃないのかなというふうに思うんですよね。そういう中で、今年も空調とかトイレ等の改修で900万円を計上しているということですけども、ただ、私の言いたいのは、場所、これは大事な施設ですからね、地場産業の活性化するための施設ということで、これは本当にいい施設、大事な施設ですので、これを大いに利用・活用してほしい。

ただ、私の言いたいのは、場所を提供するだけで、やっぱり行政としても後押し一押ししてやってほしいなというふうに思うんですけども、それについて、当局としてどのようなことを考えているのか。そして、この900

万円にしても、ただ古くなったから900万円の改修等要るんやと。何か私、合点いかない点もあるんですけども、それについてお伺いします。

○議長（石橋英和君）経済部長。

○経済部長（大倉一郎君）地場産業としてのIT地域交流センターから、今回、名称を地場産業活性化というような形の名称に変えていくような形になるんですけども、どのような活動をしていくかということにつきましても、市街地の活性化を図ることを目的として、本市の地場産業の活性化のための体験学習やITの研修、また、地域の交流を行う施設として橋本市地場産業振興センターという形で運営を行っていきたいと、こう考えております。

それで、先ほどのおたがのありました、実際どれぐらいの方が今、IT地域交流センターを利用されているかというようなことになりますけども、平成24年度の実績でございませうけども、利用者の数につきましては24年度1万1,548人、また、地域交流体験教室という形の利用でございませうけども、平成24年度につきましては1,080人、また、パソコン教室としても利用されておるわけでございませうけども、平成24年度につきましては1,450人というような実績があります。

以上です。

○議長（石橋英和君）ほかにありませんか。

15番 田中君。

○15番（田中博晃君）今、これ、今回IT地域交流センターのところで上がっておるんですけども、駐車場等々考えても、かなり小さいかと思います。今後、このままずっとここでやっていくお考えなのか、まだその先も考えているよということが、もし、今現在でわかっているのであれば教えていただきたいです。

○議長（石橋英和君）経済部長。

○経済部長（大倉一郎君）今、議員のおただしのおり、現在のIT地域交流センターにつきましては、非常に駐車場も狭いし、建物自体も広くございません。皆さんに利用いただくという形になりますと、駐車場の問題等、建物の広さの問題等出てきますので、その問題につきましては、他のところも利用していくというような形で進めていきたいなど、こう考えます。

○議長（石橋英和君）ほかにありませんか。

11番 土井君。

○11番（土井裕美子君）高野口町との合併のときに、三本柱というのがあったと思います。保健福祉センターと図書館と、そして産業振興センターという文言が出てきたと思うんですけれども、今回、IT地域交流センターから地場産業振興センターというふうに、産業振興という名称がちょっと入っておりますけれども、合併時の三本柱の中の一つの、産業振興センターという文言を入れていच्छやるということは、ここの位置付けというのを、その一つとして数えたいのだという、そういう思いがあるのかどうかというのをちょっとお聞かせいただきたいのと、この名称を変えたことで、今までIT地域交流センターにおいても、いろいろな体験型の地場産業の体験学習等をされてきた経緯があるんですけれども、今回この名称を変えられたことで、市当局として、指定管理等されていかれるのかなとも思うんですけれども、何か名称を変えたことによって、今後、指導といいますか、もっとこういうふうにここを活用してくれというようなご指導等をされるのかどうかという点について、その2点についてお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（石橋英和君）経済部長。

○経済部長（大倉一郎君）地域産業振興、地

域活性化の事業という形で、地場産業振興センターができ上がってくるんですけども、パイル織物の振興、地域活性化の取り組みといたしまして、パイル織物を主とした地場製品のPR、また販売促進、県内外のイベント等を含みまして販売促進を行っていくということと、先ほどもIT地域交流センターのこともお話をさせていただきましたけども、事業者向けのパソコン教室、また、地場産業の作品の展示会、また、地場産業の製作体験のイベントの実施等、いろいろ市民の交流を積極的に、交流を図るイベント等の実施もしていきたいなど、こう考えております。

○議長（石橋英和君）副市長。

○副市長（清原雅代君）先ほどおただしがありました、合併のときの三大事業の一つに考えているのかということについてですけれども、合併のときの三大事業の位置付けといいますのは、先ほどご指摘いただきましたように、産業振興センターということで、今回、上程させていただいているのは地場産業ということで、ちょっと名称は若干違うんですけれども、やはり橋本市が今後浮揚していくためには、やっぱり地場産業の活性化というのは、これは非常に大事な取り組みであると思いますので、地元の今現在取り組んでいただいている高野口の商工会とか、繊維組合とか、そういったところとも協議しながら、基本的には、その三大事業の位置付けの一つとして、市としてはこれを位置付けていきたいというふうに思っております。

先ほど部長のほうから、場所についても、今のところだけであれば手狭ということのご説明もさせていただきましたが、今の場所といいますのは、高野口の駅前から真っすぐにおりてきたところの、非常に何ていうか、位置付けとしては、高野口へ来ていただいた方にとっては目立つ場所にあるというんか、立

地的には非常にいい場所にあると考えております。

そこを核として、あと今現在内部で調整しておりますのは、高野口の公民館の前の東別館、そのところの2階、3階が、現在橋本市の書庫館ということで利用させていただいておりますけれども、書庫につきましては、橋本の旧斎場の場所に一応引っ越すということで、工事のほうもほぼ終わりになりつつあるんですけれども、議会のほうでもご承認いただいで、そっちへ移ることが決まっておりますので、そこがあいた後、2階のほうをそういった場所に位置付けて、研修とか、そういったいろんな事業をやっていきたいというふうに考えております。

事業につきましては、後で、その設管条例、委員会の中でも詳しくご説明をさせていただく予定でございますけれども、体験とかそういったことも、今はほとんど、ちょっとしかできてないんですけれども、そういったことも重点を置きながら、より、何ていうんか、市民にも、市外から来られる方につきましても、アピールできるような施設にしていきたいというふうに考えております。

○議長（石橋英和君）11番 土井君。

○11番（土井裕美子君）わかりました。

ただ、今まででしたらITという名称が前面に出てきておりましたので、経済部長のお答えの中で、今後の活動内容等をご説明いただいたんですけれども、そのITを中心とした今までの活動から、地場産業の体験学習を中心としたものに、だんだんとシフトを変えていくのだというような認識でいいのでしょうか。

私も何回も、よくあそこ、「裁ち寄り処」という名前を付けられて、頻繁に足を運ばせていただいているんですけれども、2階のほうは、どちらかというとなIT関係のことをやら

れているのかなと思いますが、高野口の駅裏のところ、再織りの体験ができる場所等もございまして、あそこでは実際に体験ができるんですが、今、問題になっています、そのIT地域交流センターのほうでは再織りの体験はできずに、製品販売等は行っていらっしゃるということなので、そちらとの関連性とか、再織りの体験ができるところがちょっと移動してくるのかなという、そんなことも考えてらっしゃるのかなというのを、ちょっとお答えを再度いただけたらと思います。

○議長（石橋英和君）経済部長。

○経済部長（大倉一郎君）地場産業の活性化、パイル織物の振興、地域の活性化に取り組んでいくという形になりますので、ITはITで残っていくような形にはなりますけども、主としては、パイル織物を主とした地場製品のPR活動とか、販売促進のために、この施設、地場産業振興センターをこしらえていくということになります。

それで、ちょうど高野口の駅裏に再織りの体験のところもございまして。現在、このIT地域交流センターの中では、ちょっと狭いところもありますので、体験のほうは実施はされておられませんけども、体験をすれば、この高野口の駅の裏の、繊維組合のほうで体験をしていただくという形には多分なっていくんじゃないかなと思います。

○議長（石橋英和君）副市長。

○副市長（清原雅代君）先ほどおただしのありましたIT地域交流センター、そもそも、なぜIT地域交流センターだったかということなんですか、あそこの施設は、既存の施設を改修したときの事業費の多くは、いわゆるIT設備というんですか、それをできるような設備がかなり占めていたんです。金額、ちょっと半分以上、たしか事業費の半分以上がそういうIT関連の設備費だったと

思うんですけども、それを導入いたしました、そこへ訪れた市民の方の健康管理というんですかね、そこで血圧を測定したりとか、蓄積したデータを持って保健師とネットでつながって、それを何ていうか、健康管理を指導できるような、そういうもともとの考え方によって建てられた施設なんです。

ですから、今回あそこの部分というのは、設管条例の中の事業の、今現在は事業の中に入っているんですけども、それは今回削除させていただく予定でございます。というのは、なかなか人材的に、人材不足もありまして、そここのところが実際ちょっとできておりませんでしたので、実際、血圧をはかたりはできるんですけども、それを通じた健康指導というところまではできておりませんでしたので、設備の耐用年数も過ぎておりますし、そういったところは今後やっていかないということで、その地場産業の振興ということに、ある意味重点的に取り組んで、あと、地域のそういう事業者とかのITを使えるような研修とかは残していきますけれども、本来的な目的のところというのは、もうなくしていきたいということで、今回は上げさせていただきます。

○議長（石橋英和君）18番 井上君。

○18番（井上勝彦君）今回、IT地域交流センターの、要するに管理条例の変更なんですけれども、もともと、今、副市長おっしゃったように、IT地域交流センターのときには、国の補助をいただいて、たしか4,000万円やったと思うんですけども、その施設で、要するにパソコンとか、そういった教室も含めて、ちょうど普及する時期でございましたので、世耕議員のお世話になりまして、私も陳情に行っているんでよくわかっておりますが、4,000万円の補助をもらったというて、それでやり出したんですけども、お年寄りとかそう

いう高齢者も来ておったんですけども、だんだんそういうパソコンとかそういう教室については減ってきました。

そんな中で、1階は今もう充実したことで、私たちも、今、同僚議員がおっしゃったように、何かよそへ行くときは、その地場産業のそういうカバンとか、そういったハンカチとか、そういう再織りの物を持って宣伝をしておるといふんか、そういうことでほとんどくさんの人が来ていただいております。

かなり活性化はしておるんですけども、それ以上に、2階が非常に改修をして、そして、していただいて、そして、なおかつそういう地元の織物の産業の活性化のためにということで、今回、考えていただいて、地場産業の振興のための名称を変えるということで、これは非常にいいことだと思うんですが、私は、ここに入れてほしかったのは、地場産業というのは歴史的に、いわば、要するに、そのためにここへ、例えば駅前から、昔から、副市長もご存じやと思いますけれども、3台、人力車、思い出さんだ、人力車、この人力車も要するに、この人力車というのは、明治初期に地場産業発展の一番根本になった、ペルーから椅子というんか、椅子張りがあって、モケットで、それがヒントでパイル織物がずっとこう発展してきたんですね。

その人力車というのは、そういう歴史が物語り、3台を購入したわけですね。それも要するに名称は個人の名義になっている。一日も早く変えてくださいと言うてるのに、それもちゃんとその中へ入れて、地場産業を振興するためには、こういうところへ、今一番ええ機会ですのでね、そういうものもちゃんと整備をして、そして、その宣伝というんですか、そういったものも含めてやってほしかったなという思いがあるんです。これまあ、後になってもいいんですけども、それも含めて、

条例とは関係ないと言われるかも知れませんが、それをやっぱりこの機会にやってほしいなということも、一応お話をしておきたい。

先ほど東別館の2階、3階とあいているわけですけども、あそこもエレベーターをつければ四、五千万円かかるということで、そういういろんな財政のこともあって、あるんだけど、それはやっぱり、もともと2階、3階を、書庫から開けていただいて、あそこであれば駐車場も広いし、そして、3階はどうなるかわかりませんが、公民館もとにかく手狭になっておりますので、それは当局としてどんなお考えを持っているかわかりませんが、今のこの地場産業のこの施設では、3台か4台くらいしか車、とまらんですよ。ここでは地場産業の振興にはちょっとなりにくいかなという思いもありまして、その点については、再度、その2階をちゃんとした、合併時の約束ごとである、そういう産業振興センターそのものを早く達成させていくと。これが、私は産業文化会館でもあけていただいてもええかなと思っておったんですが、再々一般質問もさしてもうたんですが、そこまで至っておりませんが、とりあえず、東別館の2階をちゃんとした形で早く、この条例を通してしまったら、ちょっと長引いてもええわよということじゃなくて、それをやっていただくということを、再度、答弁を求めたいと思います。

○議長（石橋英和君）副市長。

○副市長（清原雅代君）それにつきましては、具体的に非常階段をつける必要があるとか、エレベーターにするとか、ただ、今の場所を、西側につければ駐車場がまた少なくなるとか、北側であれば道路の法線、都市計画道路になっておりますので、その道路の法線を変えないといけないとか、いろんなことの検討はし

ているんですけども、まだ最終的にどのような形でというところの結論までにはちょっと至っておりませんので、いろんな課題を解決しながら、できるだけ早く取り組んでいきたいと思っております。

○議長（石橋英和君）18番 井上君。

○18番（井上勝彦君）非常に木下市長は、合併時から橋本・高野口がうまくバランスよくやっていただいて、私たちはわかっておりますけれども、常に言われるのは、何ていうんですか、高野口は何にもしてあげないよというような意見が非常に多いわけですね。で、言うのは、重要課題である三つの施策でも、旧橋本市、旧高野口町におきましては、要するに図書館にしても、要するに保健福祉センターにしても、役所の近所に、一つになってそれはいいんですが、悪いとは言いませんけれども、やっぱりそういう意見がかなり出ておると。せめて産業振興センターぐらいは、やっぱり地元の産業として、高野口を拠点にやっぱりちゃんと整備をしていくということが、合併の中の三つの中の施策の一つでありますので、それをやはり大局的に考えていただいて、できるだけ住民のそういった思いを達成させてあげてほしいなという気持ちはあるんです。

それによって、ここへやっぱり産業振興センターもできて、三つの中の一つは高野口へ持ってきてくれたよということで、ある程度の旧高野口町の市民としての思いも達成できるんじゃないかなということで、私は思っております。当局もそのことは思っていたとおもいますが、それを木下市長が一生懸命やっていただいて、何十億円というお金も投資していただいているということは、私たちは説明はするんですけども、現実には、やっぱり三つの重要課題というものは達成されてないじゃないかということで、常

に私たちが矢面に立てられておられるんです。

そういうことも含めて、やはりどんな形にしる、この際IT地域交流センターのここで、小さいところでやって、これで終わりかいなという不安もあると思いますので、その点については、ちゃんとした考え方を、先ほど副市長が言われたような形でやっていただくということだけはお願いをして、この条例については、私は賛成の立場でいかしていただこうと思うんですが、そのことについて、いっぺん、木下市長のご答弁をいただきたいと思ひます。

○議長（石橋英和君）市長。

○市長（木下善之君）答弁を申し上げたいわけでございますけども、私は高野口の、この本通りですね、もとの役場の周辺のここらを、まず2階、あれ、東別館ですか、あれを書庫にするということは、これは非常に死んでしまうということが一番先に考えまして、これを、高野口の書庫の資料でありまして、どこかへやはり移すべきやなど。移すのは、三石の保育園のあそこへ移すべきか、赤塚の斎場へ移すべきかというようなことをいろいろ考えたあげく、赤塚の建物がしっかりしておるものですから、あそこへ書庫を移すことによってあけると。それが第一ですね。

それは一応、今やっておるわけございまして、そして、2階は商工関係の関連の、今のこれに付随したイベントとかいろいろのことは、2階でだいたい商工でやっていただく。それで、3階は公民館が非常に今でもショートしておるわけですね。それで、3階は公民館の付随的な施設で、公民館で利用いただけるというような形のものの構想を持っておるわけございまして、これについては、公民館の高齢者の皆さんとか、そういう方が3階へということになってまいりますと、これはエレベーターはつきものでございまして、

どうしてもエレベーターは、いくらかかってでもやはり設置しなければならない。

そのエレベーターが、先ほど副市長から申されたように、私は前へ出すということは、これはもう絶対具合悪いぞと。北か東かの面で設置するよという指示は、担当に申し上げておるわけでございますので、要は、そうしてやはり高野口の商業の活性化に向けて等、この東の別館の2階、3階をそういうような形で位置付けしたらどうかと、そういうことでございますので、よろしく願ひいたしたいと思ひます。

○議長（石橋英和君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

ただ今議題となっております議案第52号については、経済建設委員会に付託いたします。

この際、午後1時まで休憩いたします。

（午後0時6分 休憩）

（午後1時00分 再開）

○議長（石橋英和君）休憩前に引き続き会議を開きます。

日程に従い、議案審議を行います。

#### 日程第41 議案第53号 橋本市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（石橋英和君）日程第41 議案第53号 橋本市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

2番 阪本君。

○2番（阪本久代君）この第4条で、組織の一つとして位置付けるということで、この改

正が行われるわけですけれども、このことによつて、どう変わるのかといいますか、こうすることで、この後どういうふうと考えておられるのかというか、その辺の説明をお願いします。

○議長（石橋英和君）病院事業管理者。

○病院事業管理者（石井敏明君）改正後、改正前の文言にもありますように、市民病院という文字、文言が、前条では記載されておられませんので、文章全体の整合を保つということで、市民病院という文字に置きかえたというだけで、他に意図は、何も影響ございません。

○議長（石橋英和君）2番 阪本君。

○2番（阪本久代君）そうしましたら、今回はこういうふうになるわけですけれども、改正前は「診療部、診療技術部、看護部、地域医療部及び事務局」というふうになっているんですけれども、そもそもこういうふうな条文になったという、その経過といいますか、そういうのは何かあったんでしょうか。

○議長（石橋英和君）病院事業管理者。

○病院事業管理者（石井敏明君）市民病院という組織、橋本市全体の組織の中に、橋本市市民病院という設置条例はあるわけですが、この条例の中で、市民病院という組織の中に診療部、診療技術部、看護部、地域医療部というものがあるわけですが、本体の、この各部の全体の組織としての市民病院という言葉が抜かっているというように解釈していただければいいというふうに思います。

○議長（石橋英和君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

ただ今議題となっております議案第53号については、文教厚生委員会に付託いたします。

日程第42 議案第54号 橋本市飲料水供給施設事業給水条例の一部を改正する条例について から、日程第45 議案第57号 橋本市農業集落排水処理施設設置及び管理条例の一部を改正する条例について までの4件

○議長（石橋英和君）日程第42 議案第54号 橋本市飲料水供給施設事業給水条例の一部を改正する条例について から、日程第45 議案第57号 橋本市農業集落排水処理施設設置及び管理条例の一部を改正する条例について までの4件を一括議題といたします。

これより4件一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

2番 阪本君。

○2番（阪本久代君）この水道事業につきましては、今までからも消費税をかけられておりますし、企業会計ですので、国のほうにも消費税を納められております。その中で、今回8%に上がっても、今と同じ料金になるような改正、実質的な基本料金の引き下げということで、それは評価したいなというふうに思っております。

質問は、174ページです。橋本市簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例なんですけれども、この最初の専用給水装置の一般用、料金は、改正後ですけれども1,459円。これは何ていいますか、8%掛けたら1,575円になってわかるんですが、この超過料金のほうが49円50銭に8%を掛けたら53円46になりまして、実質的な値上げといいますか、52円50円と比べたら値上げになるんですけれども、これがどうなのかということと、それと、その下、臨時用なんですけど、1㎡について682円ということで、166ページを見ていただきたいんです。こちらは同じようなものがあるんですけれども、こっちは、改正前は735円で同じなんですけど、こっちは681円になって、わずか1円のこ

となんですけれども、こっちは1円、こっちの174ページは682円、この辺の整合性についてお尋ねします。

○議長（石橋英和君）上下水道部長。

○上下水道部長（野上義己君）174ページの専用給水装置の一般用の、現行が52.5円、それで、改正が49.5円、これの処理、処理というたらあれですんやけども。

えらい申しわけございません。確かにこの整合は図っておかんといかんというのはもちろんでございます、こちらの専用給水装置、これ、円以下の何銭まで出てますんやけども、基本的には48円70銭という……。

○議長（石橋英和君）暫時休憩いたします。

（午後1時8分 休憩）

（午後1時9分 再開）

○議長（石橋英和君）再開いたします。

上下水道部長。

○上下水道部長（野上義己君）申しわけございません。ご指摘のとおり、52円50銭を、今回、消費税抜きの原価を下げるという形で、現行料金を上げないというのが基本でございますので、この改正後の単価につきましては48円62銭になります。訂正しておわびを申し上げます。

それと含めて、専用給水装置、下の臨時用682円、これも同じく681円ということで、申しわけございません。訂正をさせていただいて、おわびを申し上げます。

どうもすいません。

○議長（石橋英和君）暫時休憩いたします。

（午後1時11分 休憩）

（午後1時15分 再開）

○議長（石橋英和君）再開いたします。

上下水道部長。

○上下水道部長（野上義己君）大変申しわけ

ございませんでした。174ページの専用給水装置改正後の超過料金1㎡当たり「49円50銭」のところ、「48円62銭」というのが正確な数字でございます。

それとあわせて、下段の一番下の専用給水装置の臨時用「682円」につきましては、「681円」に修正をさせていただきまして、非常に申しわけございませんでした。今後このようにないこと、努めてまいりたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（石橋英和君）ご了承願います。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第54号から議案第57号までの4件については、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより4件一括して討論を行います。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第54号 橋本市飲料水供給施設事業給水条例の一部を改正する条例について から、議案第57号 橋本市農業集落排水処理施設設置及び管理条例の一部を改正する条例について までの4件を一括して採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(石橋英和君)ご異議なしと認めます。  
よって、議案第54号から議案第57号までの4件については、原案のとおり可決されました。

---

**日程第46 議案第58号 橋本市下水道条例の一部を改正する条例について**

○議長(石橋英和君) 日程第46 議案第58号 橋本市下水道条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

この際、当局から発言の申し出がありますので、これを許します。

上下水道部長。

○上下水道部長(野上義己君) 重ね重ねで申しわけございません。議案第58号の、180ページ、改正後の使用料の算定方法、この中で、上段から6行目、「額を加算した額(10円未満の端数)を」となっておるところがございます。これを「1円未満の」というような形で「1円」に修正をしていただきたいというふうに思います。修正していただきまして、訂正と、またおわびを申し上げます。以後、気をつけます。よろしくお願いいたします。

○議長(石橋英和君) ご了承いただきます。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(石橋英和君) 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第58号については、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(石橋英和君)ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(石橋英和君) 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第58号 橋本市下水道条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(石橋英和君)ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。